

産業廃棄物処理業者 各位

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課長

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）の施行による自動車検査証の電子化に伴う今後の取扱いについて

日頃から、本市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今般、道路運送車両法の一部を改正する法律が施行されるに伴い、令和 5 年 1 月から発行される自動車検査証が電子化（以下、電子車検証という。）されることになります。

それに伴い、従前は自動車検査証に記載されていた一部事項については、電子情報として記録され、券面には記載されないこととなります。

現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の第 14 条及び第 14 条の 4 に基づく産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請時等に「収集運搬に係る車両の所有権、使用权原を確認する書類」として、自動車検査証の写しの添付を求めているところですが、令和 5 年 1 月から本市においては以下の取扱いといたしますので、お知らせします。

（現行）

- ・ 自動車検査証の写しの添付

（令和 5 年 1 月から）

- ・ 電子車検証については自動車検査証記録事項の添付
- ・ 電子車検証以外の自動車検査証については、自動車検査証の写し（従前どおり）

今後の取扱いの変更にあたり、本市ウェブサイトに掲載しています「主な廃止・変更事項に関する届出書の添付書類一覧表」及び「産業廃棄物収集運搬業・特別管理収集運搬業許可申請必要書類一覧表」の該当部分について、令和 5 年 1 月 4 日から修正しますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課  
産業廃棄物審査係  
電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 2 3 9 1